## 広島県土地造成事業管理規程第七号

広島県土地造成事業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年四月二十七日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

## 広島県土地造成事業財務規程の一部を改正する規程

うに改正する。 広島県土地造成事業財務規程 (令和四年土地造成事業管理規程第十号)  $\mathcal{O}$ 一部を次のよ

の表の改正前  $\mathcal{O}$ 欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

改正する。

第二条 第三十四条(略)(たな卸資産等の支出区分) 八 (略)

八 (略)

八 (略)

八 (略) 五. (定義) · (略) をしたもの 精算をしたとき。 』 資金前渡又は概算払(旅費を除く。 改 正 後 第二条 ーー三 (略) 第三十四条 (略) (たな卸資産等の支出区分) 七 電磁的記録をいう。 兀 八 五. 七 (定義) をしたもの 精算をしたとき。 資産前渡又は概算払(旅費を除く。 改 正 前

附則

この規程は、令和五年五月一日から施行する。